

第3回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月22日(金) 午後13時55分～午後14時40分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番	西村 恒男	2番	矢頭 恵造	3番	藤本 賢治	4番	原 泉
5番	山田 政文	6番	平山 正幸	7番	斧田 孝久	8番	小俣 好三
9番	小宮 広督	10番	久嶋 昇	11番	安藤 睦美	12番	小俣 英二
13番	三枝 正幹	14番	庄司 有紀				

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第8号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第9号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件

日程第3 報告第2号 転用確認証明交付に関する報告

報告第3号 非農地通知書の発出についての報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和6年第3回農業委員会総会を開催いたします。

事務局 会長あいさつ、西村会長よろしくお願ひします。

会長 年度末のお忙しい所、お集まり頂きましてありがとうございます。

今月号の大月市の広報に農地利用計画変更の申し出、農振除外の受付のお知らせがありました。

5月の1日から31日迄受け付けるそうです。

農業委員がこんなことを言うのは変なのですが、昨年も受付がありまして、うちの隣の村なのですが、家を建てたいのだけれども農振が掛かっている建てられない、他に土地が無くて、嫁さんの方の〇〇の方に家を建てようかと言う計画があったらしいのですが、事務局の方に聞いたら、申請の受付が有ると言う事で、まあまあ何とかうちの方に家を建てたらと言う事で相談にのって、何とかして去年の暮れに農振が解除になって、家が建てられる事になって、1月から着工しています。

彼は長男で息子さんか娘さんか良く分からないのですが、小学校に今年から上がれると、地元の小学校から通いたいと言う事で、話がそういうふうになりまして、めでたしめでたしなのです。

田圃だとか畑を残しても、その地区に誰も居なくなってしまうたら意味が無いと思うのですね。

だから例え農振が掛かっても何とか慎重に審議して、その土地を転用出来るものだったら、家を建てたいと言う人が居たら、家を建ててやっただ方が、拍車がかかっている人口減少に少しでも歯止めがかかるかなと思います。大月市の人口減少率は県内で確か3位ですね、1位が身延町で2位が南部町、そんな問題の解消にも一役農業委員会も係われると思って、そんな事をやってみました。

今日も3条・4条の案件と非農地証明などの案件があります。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

5 番、山田 政文委員、6 番、平山 正幸委員を指名致します。

日程第 2 議案第 7 号

議 長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書の 1 ページ、3 ページの地図と 4 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇の北側、〇〇〇〇〇〇の〇〇沿いになります。

譲渡人の〇〇〇〇は、高齢と言う事も有り土地の管理も段々難しくな
って来たため、近くに住む譲受人の〇〇〇〇に土地を贈与したいと言う
事で申請が有りました。

譲受人の〇〇〇〇は、最近、他の農地を相続し農業経営も少しずつ始め
ている処で、露地野菜等を栽培すると言う計画です。

土地の状態は 4 ページに有りますけど、一寸長細いような土地です
けど、道路沿いで有ると言う事と、家も直ぐ近くになります。

3 ページに地図が有りますけど、申請地の右下の所に〇〇と有ります
けど、そちらが家になりますので直ぐ近くになるかと思えます。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 只今、事務局から説明が有りましたが、〇〇さんはもう〇〇歳かな、高
齢で一人住まいであり、土地はご主人が亡くなって相続したのですが、
農業を殆どやっていないのが実情だと思います。

今、〇〇さんは私も知っている人なのですが、今年定年退職して今年〇〇
歳になる人ですけど、直ぐ隣の土地で貰って欲しいと言うふうにお願ひ
をされて、今回こう言う申請をすると言う事のようにです。

今、説明が有ったように〇〇〇〇〇南側の〇〇沿いで、「〇〇」と言う〇〇〇〇〇をご存知だと思っておりますが、そこをずっと上がって行って、〇〇〇〇〇にぶつかっている所を右に一寸入った所でございます。

一寸段差がついていて、非常に長細くて、南側は高さ〇〇m以上ある崖です。

ですから、宅地にするには所有してもしょうがない所なので、とりあえず畑に使うには南側なので非常に畑としては、〇〇さんは直ぐ隣なのですね、隣と言う事で今回その申し出を受けて申請と言う事になりました。

以上でございます。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長
事務局

続きまして申請番号2について事務局に説明を求めます。

議案書の1ページ、5ページの地図と6ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は、申請番号1と同じく〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇の南側の位置になります。

譲渡人は1番と同じ〇〇〇〇さんですけど、同じ理由で農地の管理が難しくなってきたと言う事、それから譲受人の〇〇〇〇は、現在、〇〇〇の住所になっていますが、両親が申請地の直ぐ近くに住んでおられて、実家の方に両親も高齢になって来たと言う事で週一度程は帰って面倒等見ていると言う事です。

両親はまだ健在ですので、畑の手入れや何かも両親に普段は任せられると言う事、それから現在〇〇歳の方で、定年後はこちらに一応戻る事を考えていると言う事で、何とかこちらで農地を持って、定年後は過ごしたいと言う事を考えているそうです。

計画では、場所にキウイフルーツなどの果樹栽培を考えていると言う

事です。

土地の現況は 6 ページに有りますけど、細長い所なのですが、草刈りはして有りまして、一寸果樹等を植えれば管理が進められるのではないかと仰る事です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 今事務局から説明が有ったのですが、〇〇の〇の南側の〇〇地区でございまして、今草は刈ってあってというふうに言ったのですが、ここは夏場になると草が生い茂って一寸入っていけないような雰囲気のところですが、冬の間はこういう状況になっています。

今だったら非常に畑になるかなと言う雰囲気、私も見ておりましたけど、今、斜線が入っている土地の西側の方は畑としてちゃんと作って居ります。

隣接の付近はかつて、〇〇年位前は坪〇〇万で取引したけど、〇〇坪〇〇万で買った人が居るのですが、今はくれても良いのだけれど貰い手がいない。

なぜ貰い手がいないと言うと、軽トラも入れないような状況になっていまして、それでよく立ち入ったなと思うのですが、そういう状況でどなたか欲しい方がいれば、〇〇さんも近くなので買ってください。

そんなような状況でございます。

特に問題は有りませんので、よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして申請番号 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 2 ページ、7 ページの地図と 8 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇号を行きまして〇〇〇〇の所を北に進み、〇〇〇〇〇の南側になります。

譲渡人の〇〇〇〇は、〇〇在住で市内に有る農地を処分したいと言う事で、半年程前に同じように農地を贈与する申請が有りました。

その時に贈与したのが譲受人のお兄さんの名義になっているのですが、今回も同じようにもう 1 筆残っている申請地を市内に住む譲受人に贈与したいと言う事で申請が有りました。

計画では、譲受人の両親と共に梅等を栽培して行きたいと言う事で、この土地は以前非常に草が多くて低木が生えているような状態だったのですけど、その土地も綺麗に刈り取って、梅の剪定等もして有りました。

この土地を耕作して行きたいと言う事で有ります。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の三枝正幹委員をお願いします。

三枝委員

今説明が有ったとおりなのですけど、3月14日の木曜日9時15分から西村会長それから事務局の方4人で現地を確認いたしました。

この案件は今年の9月26日の総会で審議したのも有ったのですけど、その1筆残り分が有ったと言う事で、今回の案件になったのですけど、前は〇〇〇〇さんのお兄さんの事で、今回は弟さん、〇〇さんは〇〇〇〇さんの自宅の方を買った関係で〇筆あれしたのですけど、その残りだと言う事のようにです。

今説明が有ったように、写真が8ページに有るのですけど、この辺りの草刈りが本当に出来ていなくて、道も有るのですけど、草刈りをやらないう丁度その土地の持ち主の方がここに纏まっておりまして、一寸心配をしていたのですけど、今回このように綺麗に、この土地だけはしてくれたので、道の所も刈ってくれたので、周りの方に私の方からお願いして、少し刈ってくれないかと言うのをしようかと思っています。

〇〇〇〇が有る所です。

〇〇と言う宿ですけど、〇〇さんは〇〇企業の社長さんでまだ〇〇代で、〇〇〇〇にも来ていまして、週末は大概来ているのですが、〇〇〇〇の〇〇もしていまして、〇〇〇〇の方の山林も買って有りまして、森林組合員にも、ここでなったと言う事です。

非常に林業の方も関心が有る方ございまして、今回私の方で斡旋と言うか、買って頂けるかなと言う事をお願いした経緯も有ります。

2反分有るのですが、〇反分で〇〇万円という、相当安く、これも最初売り出した時は、私が聞いたのは数年前〇〇万だったのですが、〇〇万円になっています。

周辺は太陽光をしている所も有り、殆どまともに耕作している所は少ない状況です。

いずれ〇〇の横なので〇〇さんが、最初、買って〇〇〇の〇〇にしようかなと思ったのですが、余計な話ですが〇〇〇〇さんに将来性が無いと反対されて、結局土地がぐるぐる回って私の方に来て、私は不動産業者では有りませんが、知り合いに紹介したと言う事で、ここを買った際には農地をやって行くので早く許可が出れば、ジャガイモも蒔きたいので、早速手を付けたいと、このようにおっしゃっています。

以上でございます。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第8号

議 長

続きまして、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号1ついて、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の12ページ、13ページの地図と14ページの写真を併せてご覧下さい。

て、ここを渡邊さんが所有しております。

〇〇〇〇は最近結構繁盛してしまっていて、私も利用状況調査の折りに違法な使用だなど言うのは感じていたのですが、今回始末書も出て来まして正規に第 4 条の申請をして、〇〇〇〇にまた改めて貸し付けをしたいと言うご意志のようです。

始末書も出ておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思いません。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 9 号

議 長

続きますので、議案第 9 号、非農地証明書交付申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の 15 ページ、16 ページの地図と 17 ページの写真を併せてご覧下さい。

非農地証明の交付申請ですけど、3 ヶ月程前に〇〇の方で宅地への非農地証明申請が有りました。

それと同じで、昭和 27 年の農地法施行以前の宅地転用で有ったと言う事の証明です。ご審議をお願いします。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇入口から〇km程入った場所になります。

地図では一寸分かりづらいですけど、道路から高くなった段差のある傾斜地の途中に有る場所になります。

申請者の〇〇〇〇は、現在、〇〇〇在住ですが、最近相続で土地を取得しました。

その際、家が建っている土地が農地の地目で有る事を知り、正しい地目

に変更したいと言う事で相談が有りました。

〇〇さんによると、昭和の初め頃、お爺さん、〇〇さんは今、年齢的には〇〇歳の方なのですが、そのお爺さんが本家から土地を譲り受け、そこに家を建てたと言う事です。

農地を所有者が譲られたと言う事自体、その当時農地法が無かったと言う事も思える訳なのですが、現地を確認しました処、確かに17ページに有りますが、写真に有るような古民家と言うか古い家が有りました。

それで、昭和27年の農地法施行前かと言う事ですが、担当委員の方で近くの方から証言を貰っておりますので、その報告を頂いてご審議を頂ければというふうに思います。以上ですが、よろしくお願ひします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当が私ですので、私から申し上げます。

西村委員

先月とそれから今月この場所には行って来ました。

先月の行って来た後、土曜日の日にその現場に行って近所の方からお話をお伺いしまして、本家の〇〇さんと言う方からも頂きました。

〇〇さんが〇〇半ばだと思ひます。

それから〇〇〇を退職された、〇〇〇〇さんと言う方が近くにおいでになりまして、〇〇さんが〇〇歳位で丁度生まれた当時を立てて有ったかどうかと言う事を聞いたのですが、もう子供の頃、その家に遊びに行って、その家が古かったという証言が有りました。

それから、〇〇の〇〇〇をなされました、道路を挟んで向かいの家に〇〇〇〇と言う方がいらっしゃいまして、〇〇歳だそうです。

〇〇にお伺いしましたら、確かにもう子供の時にその家が建っていたと言う事で、農地法が出来る前、昭和27年前からもうその家は有ったと言う事を証明して頂きました。以上です。審議よろしくお願ひ致します。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願ひします。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願ひ致します。

ばと思います。

それから、活動報酬については、色々成果を挙げなければ書けないとか思われている方が居るかもしれませんが、貸し借りに繋がらなくても、一寸した10分位でも何でも農地を見て貰ったと言う事で結構なので、少し書いといて頂ければ、こういうような時に、何かちゃんと書いといたかどうかと言われた時に証拠として残しておきたいと思っておりますので、一寸面倒な事をお願いなのですが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

とりあえずこの件については以上です。

議 長

他にはありませんか。

無いようですから、以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ご苦労さまでした。

これを持ちまして、令和6年第3回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和6年3月22日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和6年

第3回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会